

# 東日本大震災に係る代替償却資産に対する固定資産税の特例適用申告について

## 茨城県東海村

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者の方等が、令和6年3月31日までの間に滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得、又は損壊した償却資産を改良した場合、当該取得又は改良された部分にあたる償却資産については、固定資産税の課税標準を取得又は改良の翌年から4年度分その価格の2分の1の額とする特例措置(代替償却資産特例)が講じられています(地方税法附則第56条第12項)。

この課税標準の特例措置の適用を申告する場合は、次の要領により書類を作成のうえ、申告してください。

### I 特例措置の概要

#### 1 特例対象者

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者等

#### 2 特例措置の対象となる資産

##### (1) 対象資産(代替償却資産)

ア 東日本大震災の被災により滅失し、又は損壊した償却資産(以下「被災償却資産」という。)の代替えとして取得した資産(以下「代替償却資産」という。)

※ 代替償却資産とは、原則として次の要件を満たすものをいいます。

- ・ 被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的又は用途が同一であるもの。

※ 前年までに代替償却資産特例の適用申告をされた被災償却資産については、再度代替償却資産特例の適用申告をすることはできません。

イ 東日本大震災の被災により、被災償却資産を復旧し、又は補強等を行った場合における改良費(資本的支出)に該当するもの

##### (2) 取得期限

平成23年3月11日から令和6年3月31日までの間に取得又は改良されたもの

##### (3) 特例率

取得又は改良の翌年から4年度分に限り、課税標準額を2分の1に軽減します。

(地方税法附則第56条第12項以外の条項により、課税標準の特例措置が適用される場合には、それらが重ねて適用されます。)

## II 提出要領

### 1 提出書類

代替償却資産特例の申告に当たっては、次の書類をご提出ください。

- (1) 東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書[様式1]
- (2) 固定資産（償却資産）課税台帳登録事項証明書 兼 代替償却資産対照表[様式2]
- (3) その他

ア 平成23年1月2日から平成23年3月11日までの間に取得し、東日本大震災で被災した償却資産については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類（納品書・写真等）を添付してください。

イ 代替償却資産の取得者が、被災償却資産の所有者の相続人である場合や、合併法人である場合にも、特例の適用が認められます。この場合には次の書類を添付してください。

○相続人の場合：相続人であることを証する書類（戸籍謄本(写)等）

○合併法人の場合：合併法人であることを証する書類（登記簿謄本(写)等）

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

### 2 提出期限

毎年1月31日（償却資産申告書と併せて提出してください。）

### 3 提出先

東海村 企画総務部 税務課 固定資産税担当

〒 319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

## III 記載要領

### 1 「東日本大震災に係る被災代替償却資産特例申告書」[様式1]

- (1) (申告者) 住所又は所在地

申告者の住所又は所在地を記載してください。

- (2) (申告者) 氏名又は名称

申告者の氏名又は名称を記載し、押印してください。

なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印してください。

- (3) 所有者の氏名（名称）・住所（所在地）・資産所在地

代替償却資産及び被災償却資産に係る所有者の氏名(名称)・住所(所在地)及び償却資産所在地を記載してください。

- (4) 代替資産の種類別内訳

「代替資産対照表」に挙げられた代替資産の資産種類別の数量及び取得価額の合計を記載してください。

## 2 「固定資産(償却資産)課税台帳登録事項証明書 兼 代替資産対照表」[様式2]

### (1) 「被災資産(課税台帳登録資産)」及び「代替資産」

#### ア 所有者名 -

被災資産及び代替資産それぞれの所有者名を記載してください。

#### イ 資産の種類

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の種類を記載してください。

#### ウ 資産番号

被災資産側の欄には、「平成23年度種類別明細書(全資産用)」等を参照して、資産番号を記載してください。

代替資産側の欄には、代替償却資産に対し最初に固定資産税を課されることとなった年度における償却資産申告の際に、種類別明細書に記載する資産番号と同じものを記載してください。

#### エ 資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数

被災償却資産及び代替償却資産それぞれの資産の名称等、数量、取得年月、取得価額及び耐用年数を記載してください。

#### オ 証明欄

東海村で被災し、東海村で代替資産を取得した場合は、証明を受ける必要はありません。他市町村(災害救助法適用地域に限る。)で被災した資産の代替資産を東海村で取得した場合は、被災した資産の所在地の市町村から証明を受ける必要があります。

問い合わせ先

東海村 企画総務部 税務課 資産税担当

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海三丁目7番1号

TEL 029-282-1711 (内線 1111)

Fax 029-282-0105